

鹿児島県U I ターン就活応援事業実施要領

(目的)

第1条 鹿児島県内企業の人材確保や県外大学生等のU I ターン就職の促進を図るため、県外大学生等が就職活動等のために、県外の住所地と県内の目的地の間を移動する経費について、県外大学生等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 県外大学生等 鹿児島県外の大学（大学に置く大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校及び専修学校等の学生やこれらの学校を卒業後3年以下の求職者又は高校等を卒業後3年以下の求職者であって、県外に在住する者をいう。
- (2) 県内企業 鹿児島県内に就業場所となる事業所を開設している、若しくは当該事業所を開設する見込みのある企業等（県外に本社を置く企業を含む。）をいう。
- (3) 事業所等 本社、支社、営業所、工場など、事業活動が行われている場所をいう。
- (4) 就職活動等 県内企業等が県外大学生等を採用するために実施する、企業説明会、適性試験、筆記試験及び面接、並びに県内企業が実施するインターンシップ等に参加することをいう。
- (5) インターンシップ等 県外大学生等が、県内企業の事業所等において行う就業体験をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 この要領に基づき「鹿児島県U I ターン就活応援事業補助金」の交付申請をすることができる者（以下「補助対象者」という。）は、別表1に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象外とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団に関与する者
- (2) 補助対象活動の参加時点において、対象活動を実施する県内企業から既に内定を受けている者

(補助対象活動)

第4条 補助対象活動は、別表2に定めるとおりとする。

(交付基準)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助上限額は、別表3に掲げるとおりとする。

2 この補助金の交付額は、補助対象経費と補助上限額のいずれか低い額とする。

(補助金の交付業務の委託)

第6条 県は補助金の交付業務を委託により実施することとする。

2 受託した事務局はこの要領及び委託契約書に基づき、適切に業務を遂行しなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者が行う、規則第3条第1項の規定による申請は、別表4に定めるとおりとする。

2 前号の申請期限は事務局が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の決定等の通知)

第8条 事務局は、規則第3条の申請書類を受理した場合は、審査を行い、適切と判断した場合は、補助金の交付を決定し、補助対象者に対してその旨を交付決定及び交付確定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第4条及び第14条の規定に基づく補助金の額の確定は、第8条に規定する補助金の交付決定通知をもってこれに代えるものとする。

(補助金の交付)

第10条 この補助金は、第9条に規定する補助金の額の確定後、別記第2号様式により交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 知事は、補助金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 規則及びこの補助金交付要領の規定に違反したとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月21日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表1 補助対象者

補 助 対 象 者	鹿児島県内就職を希望する者のうち、以下の全てに該当する者 ア 鹿児島県外の大学（大学に置く大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校及び専修学校等の学生やこれらの学校を卒業後3年以下の求職者又は高校等を卒業後3年以下の求職者 イ 県外に在住する者 ウ 申請時点において鹿児島県公式LINE「もどかご！」へ登録している者
-----------	---

別表2 補助対象活動

補 助 対 象 活 動	県外大学生等が、以下のいずれかに該当する就職活動等のために県外の住所地と県内の目的地の間を移動する場合 ①県内企業が県内で実施する、採用試験又は面接を受ける。 ②県内企業が県内で実施する、インターンシップ等に参加する。 ③県内企業が県内で開催する企業説明会に参加する。 ④県内で開催される合同企業説明会に参加し、個別企業の説明を受ける。 ただし、行政機関（国、県、市町村）を対象とした就職活動等は対象外
-------------	--

別表3 補助対象経費及び補助額等

補 助 対 象 経 費	県外大学生等が、県内での就職活動等のために、県外の住所地と県内の目的地の間を移動する際にかかる交通費及び宿泊費（※） なお、交通費は公共交通機関を利用した場合に限る。ただし、原則としてタクシーや特別席（グリーン車や飛行機のアップグレード席等）は除く。		
補 助 額	補 助 上 限 額	九州本土	最大 20,000 円/人
		九州本土以外 （沖縄、四国、本州、北海道）	最大 50,000 円/人
	補 助 限 度 回 数	1 人につき、年度内 1 回まで	
その他の支給・補助金との調整	①就職活動等を実施した県内企業から交通費や宿泊費の一部について支給を受けた場合にあつては、補助対象経費から当該金額を除いた額を補助上限額と比較し、低い方を補助額とする。 ②国、県、市町村その他公的支援機関等から同主旨の補助金の交付を別途受けている場合は、補助対象外とする。		

※ 原則として、県外の住所地と県内の目的地の往復にかかる合理的と認められる経路及び交通手段を対象とするが、往路のみまたは復路のみの申請も可能とする。

別表4 交付申請書及び申請方法

区分	交付申請書等	申請方法
オンライン申請	専用フォーム	専用フォームに必要事項を入力の上、領収書等をアップロードし、事務局に送信
電子メール又は郵送	別記第1号様式	申請書に必要事項を記入の上、領収書等とともに事務局に提出